



学校法人国士舘 中長期事業計画

平成27年8月6日
学校法人国士舘

学校法人国士館中長期事業計画

目 次

はじめに 1

I 学園の社会的使命..... 2

II 目標と計画 3

 [1] 大学 5

 1 教育・研究..... 5

 2 入試改革・学生募集..... 8

 3 学生支援 8

 4 学園関係者との交流及び連携の強化 9

 [2] 高等学校・中学校..... 10

 [3] 学園全体 11

III 今後の財政見通し 14

【参考資料】

本学園を取り巻く環境..... 18

はじめに

本学園は平成29年に創立100周年を迎えます。その翌年の平成30年から、わが国の18歳人口は長期にわたり減少していきます。これを起因とする本学園の存続のための取組みは、すでに始まっていますが、さらにこの取組みを効果的なものにするために、弛みない改革が求められています。

この「学校法人国士館中長期事業計画」（以下「本計画」という。）は、このような学園を取り巻く厳しい環境の中で、現代社会が求める人材と教育機関への要求に応じて、学園としての社会的使命を果たし、本学園がさらなる発展を遂げていくために、必要とされる施策の大きな方向性を示すことを目的として、学校法人運営の要である教育、研究、社会貢献活動を中心に、総合的な経営計画として取りまとめたものです。

本計画は、創立100周年に向けた「学校法人国士館創立100周年記念事業の実現に向けて（基本方針）」及び実行計画（平成21年9月30日策定・平成25年6月26日見直し）を踏まえつつ、当面としては平成27年度から平成31年度までの5年間で視野に入れて策定したのですが、本計画中の施策は、この5年間で完結するものばかりではなく、5年を超え長期にわたる施策も多く含まれています。このことから、社会状況の変化に連動した施策の見直し、修正が適時・適切に行われるように、弾力性・柔軟性をもった計画としています。

本計画が、社会的ニーズに合致し、本学園の社会的使命達成に向けた基本施策であるとの共通理解と関係者の連携協力に資するものとなるように願っています。

I 学園の社会的使命

日本の社会は、東日本大震災等の様々な自然災害や原発事故等への対応といった喫緊の課題のみならず、急激な社会・経済環境の構造変化の中で、過去に経験のないような、多くの課題に直面しています。

このような社会状況とニーズの中で、不断に学び、主体的な行動と思索を重ね、自ら課題を見つけ出し解決を図り、未知の時代を切り拓いていける人材の育成が現代のわが国の教育機関に求められています。そのような人材の育成は、本学園の建学の理念に合致するところであります。

国士館は、大正6年、国家社会を支える真の人格者である「国士」の養成を目的に創立した、私塾「國士館」に始まります。以来、「国士」養成を目指して、学ぶ者自らが不断の「読書・体験・反省」を実践しつつ、「誠意・勤労・見識・気魄」の四徳目を涵養することを、教育理念に掲げてきました。

さらに、国士館創立時より、膝を交えて親しく「活きた学問」、「心の学び」を講究する学び舎となることを目指すとともに、「武を鍛え文を練る」文武両道教育を推進し、これらの教育方針の具現化に努め、様々な分野で活躍する心身のバランスのとれた人材を社会に輩出してきました。

近年では、新たな教育・研究領域において、日本初となった救急救命分野のプレホスピタルケア（病院前処置）を大学学部教育として開始し、これを世界初となる大学院教育課程（修士・博士課程）にまで展開、発展させ、さらに東日本大震災後の平成24年には防災・救急救助総合研究所を設置し、防災教育・研究の拠点としての機能強化を図るなど、現代社会のニーズに照らした一貫した改革を進めています。

また、情報システムにおいては、他校に先駆けて、クラウドコンピューティング化を進め、インターネットの様々なサービスを利用した教育・研究及び業務処理の拡大、推進と情報ネットワークを活用した地域社会への貢献、さらには平時及び被災時における学園の情報の安全確保を可能にしています。このようにして培われてきた学園の伝統と独自の取組みは、現代社会における有為な人材の要請に応え得る確かな道筋を与えています。

本学園が創立100周年を迎えるに当たり、こうした創立以来の国士館の特質や強みを生かした形で、現代社会における人材養成の確固たる方向性を見出し、今日の社会に貢献する有為の人材を輩出していかなければなりません。学園の社会的使命の達成は、それにより初めて可能になります。

Ⅱ 目標と計画

本学園の社会的使命は、前述のように、創立以来今日まで培ってきた伝統を基盤に、社会状況の変化も踏まえ、現代社会の要請を的確に国士館教育に取り入れ、社会的ニーズに合致した有為の人材を輩出することにあります。急激に変化する現下の社会にあっては、ことに学生・生徒、そして保護者、さらには一般社会が国士館に何を求めているかの把握に努め、教育内容・方法や指導体制を常に見直していくことが、極めて重要となります。また、学園が社会的使命を果たし、永続的に維持・発展していくためには、中長期を見通した安定した経営基盤の確保が不可欠となります。このことから、今後取り組んでいかなければならない課題として、次の3点があげられます。

■ 第1 養成する人材像の明確化とそのための指導体制の構築

日本経済新聞の『人事が選ぶ大学ランキング』行動派の項目で第1位(※)となったことでも分かるとおり、企業に働く国士館卒業生のリーダーシップ、行動力は高く評価されています。これらの能力が国士館のどのような教育で涵養されるのかを再検証し、本学の独自性や各学部の特色を活かしながら、社会の期待に応え得る授業科目の開講や効果的な教育方法等について、検討していく必要があります。

(※)「日本経済新聞朝刊 平成26年6月16日17面」

■ 第2 生涯を通じた起業力・就業力を育成するキャリア教育体制の充実

就職した若者の3人に1人が3年以内に会社を辞めています。生涯を通じた起業力、就業力の育成が求められ、産業界は教育機関に対して、専門の知識・技能にとどまらない、より一般的・汎用的・総合的な教養教育を求めています。こうした「社会人基礎力」や「汎用的・総合的能力」を、クラブ活動やボランティア活動等を含む様々な教育活動の中で涵養し、社会で活躍する人材を養成するため、有効なキャリア教育体制の充実について検討していく必要があります。

■ 第3 中長期を見通した経営基盤の強化と学生・生徒の安定的確保

我が国の私立学校をめぐる環境は、少子化による地域間・学校間競争の激化や高等教育行政の変化等により、今後極めて厳しいものになることが予想されます。〔Ⅲ 今後の財政見通し〕及び「参考資料 本学園を取り巻く環境」参照)このような学園のおかれた状況において、中長期を見通した経営基盤の強化の取組みは不可欠となります。とりわけ学生・生徒の安定的確保に向けて、本学園の特色を活かし、他校との差別化を図る具体的な取組みを進め、その一環として、入学定員の改編、効率的な校舎配置等を検討していく必要があります。

本学園としては、これらのことを十分に踏まえ、今後の施策の方向として次の基本目標を掲げ、これを達成するために必要な具体的目標及び計画を明らかにして、法人側と教学側が一体となって、各般の施策の総合的・効果的な推進に努めてまいります。

[1] 大学

基本目標

- 大学の使命である教育・研究の質保証のための改革を推進し、学生のキャリア形成を支援して、人間力と実践力に優れ社会に貢献できる人材を養成します。
- 教育・研究成果を活かした地域・社会貢献活動を推進します。

[2] 高等学校・中学校

基本目標

- 真(まこと)の心づくりを目指した教育を推進し、学習支援・進路支援体制を充実します。

[3] 学園全体

基本目標

- 安定的経営基盤を確立し、組織・運営体制を充実します。
- 創立100周年記念事業を推進します。

[1] 大学

1 教育・研究

■ 目標

総合的な人間力とバランス感覚に優れ、進んで世のため人のために尽くすことのできる人材を育成します。
また、グローバルでユニークな研究活動や地域貢献活動を推進します。

■ 計画

(1) 3つの方針(3ポリシー)等を一体的に明示し、各学部・各研究科の人材養成目的に即した、一貫性のある専門教育課程を編成します。

- ① 各学部・各研究科は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に併せ、学修成果評価の方針を一体的に明示し、これに基づいた体系的教育課程の編成を行います。
- ② 各学部・各研究科は、社会のニーズに適切に対応し、授業科目の精選とコアカリキュラムを主体とした編成を進めるとともに、他の学部・研究科との連携と大学としての一体性の強化を図ります。
- ③ 各学部・各研究科は、卒業・修了時点において目標とする知識・能力の育成と授業科目との間の関係を示し、カリキュラムマップ・履修系統図等を作成します。併せて科目ごとに付けた分類番号により学問の専門分野と学修段階上の位置付けや順序を明示する授業科目のナンバリング導入を検討し、教育課程の可視化を推進します。

(2) 学園の社会的使命の達成に向け、各学部等が進める教育改革を支援していきます。

- ① 各学部等で現在考慮中の将来計画構想については、国士舘教育総合改革検討委員会において、学園全体としての調整を進め、可能な限り実現に向けて努力していきます。

(3) 創立100周年を契機として、建学の精神に基づき、目指すべき国士舘教育を確立します。

- ① 学園の社会的使命達成に向け、全学的な人材養成目的の明確化とそのための教育課程の体系化、及び指導体制の確立を図るための検討を行います。その際には、国士舘教育総合改革検討委員会のもとで、次の柱を重点に総合教育科目を中心とした検討を進めます。

—— 国士舘教育の展開 ——

1 武道をはじめとする日本の伝統的な諸道教育

日本の伝統的な諸道の技術と日本の伝統文化や生活文化の基盤にある礼儀・作法を身体感覚として身に付けることを目指します。

2 防災教育

東日本大震災以降、社会からの要請が強まってきている防災教育についての高い教育力と先導的立場にある強みを活かし、全ての学生・生徒が防災力を身に付けることを目指します。

3 キャリア教育

社会の急激な構造的変化の中で、学生たちが社会人あるいは職業人として成長するための準備や基盤づくりをサポートし、生涯を通じた持続的な就業力の育成を図ることを目指します。

(4) シラバスや成績評価の改善、きめ細かな学修支援、FD推進やアクティブ・ラーニング推進等により、教育の質の保証を進めます。

- ① シラバスの記載項目の充実と項目ごとの内容の明確化に継続して取り組みます。特に、学修目標や目標達成のための授業内容・授業方法等及び成績評価基準並びに準備学修に必要な時間等については、全ての授業科目で明記されるよう取り組みます。
- ② 平成27年度からシラバスに関する第三者委員会を設置し、シラバス記載内容の明瞭・明確化の徹底と充実を図ります。
- ③ 平成27年度から学修効果を高められるよう、成績指標GPAを本格導入し活用します。
- ④ 授業への出欠状況と科目履修・成績等の情報を一元管理する修学支援システムの整備を図り、授業欠席者や成績不振者の早期把握と面談等による個別指導を行い、中途退学予防対策や保護者参加の教育体制の充実等を進めます。
- ⑤ eラーニング・ICTの活用を含め教育方法改善に向けた支援を行うとともに、教員の授業改善に向けた取組みを支援する体制・環境の整備を推進し、教員全体の教育力向上を図ります。
- ⑥ 学修目標の設定、学修成果の評価、学生による授業評価の活用及び教員の教育面における評価制度等について、FD委員会での議論や分析を進め、教員が自ら課題に気付き、教育力の向上につなげる努力を促進し、授業の質を担保するとともに、評価方法・制度等の整備・改善を図ります。
- ⑦ FD委員会の活動成果の浸透と教員間の連携強化を図り、能動的に学修するアクティブ・ラーニングや問題発見・解決型学習(PBL教育)を推進し、授業の活性化を図ります。
- ⑧ 学生の学修時間・学修行動調査を継続的に実施します。
- ⑨ グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の展開に適した教育環境の整備を推進します。
- ⑩ シラバスに明記された学修目標について、教員の明示したルーブリック(段階ごとに達成水準を記述した評価指標)で、学生自らが学修成果物の作成や保存、自己評価や相互評価等、学修成果の可視化と教育の質保証を確立できるポートフォリオ(学修過程と成果を可視化するための蓄積資料)の活用を推進します。

(5) 教育の基盤となる研究体制の整備を図ります。

- ① 教員の優れた潜在能力を経営上の人的資源の一つととらえ、競争的研究資金獲得のための助成・褒

賞制度等の一層の振興を目指します。これを実現するために、学外の公的及び民間競争的資金獲得に係る情報収集並びにその情報の学内周知徹底に努め、科研費等の申請書類の内容の精度を高める等の外部資金獲得に向けた取組みを推進します。

- ② 研究活動の企画や成果活用促進をマネジメントするリサーチ・アドミニストレーター制度の整備等、研究活動の一層の活性化を図る方策について検討し、成案を得たものから逐次実施します。
- ③ 調査研究費の傾斜配分制度の導入に向けた検討を行います。
- ④ 学外在外派遣研究員制度を競争的支援(各学部への割当てではなく、選定委員会の募集・審査により採択)として改正し、これらの研究成果を教育へフィードバックできるように支援します。

(6)地域貢献と国際交流を推進します。特に、地域の安心・安全を守る防災機能への支援を図ります。

- ① 従前より高い評価を得ている救急救命分野の一層の充実を図り、防災・救急救助総合研究所を中心に、こうした領域の国際交流を進め、防災・救助リーダーの養成、並びに学生・生徒の力を生かした地域の防災拠点としての取組みを積極的に展開します。
- ② 地域の防災機能を強化する教育プログラムを構築し、これを活用した地域との包括連携協定締結、企業との共同研究等を推進します。
- ③ 学生の海外研修プログラムの充実や交換留学及びグローバルな就業力の強化を視野に入れた、実践的語学教育等の充実を図ります。
- ④ 外国人留学生に対する支援制度の効果的な運用とその維持・継続に努めます。また、外国語で教育する授業科目や外国語教材を用いた授業科目の開設の問題点と改善方策について検討します。
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピック成功に向けて出場選手・スタッフをはじめ、防災及びボランティア(急病者救助、通訳等)活動等で協力体制を構築し、積極的に取り組みます。

(7)ガバナンス体制を整備します。

- ① 学校教育法改正を受け、学則等関係する内部規則の見直し・整備を行い、学長のガバナンス体制を強化するため、法人と教学との意思疎通を図った制度の効果的な運用に努めます。
- ② 国士館教育推進・改革方策を検討するため、法人と教学が一体となった国士館教育総合改革検討委員会を設置します。
- ③ 教育の質の向上と学生支援の充実を図るため、大学教員の学内外の勤務の在り方を見直し、大学教員規則等の再整備を進めます。
- ④ 教学及び経営に関する客観的データを収集・解析し、政策立案や意思決定を支援するIR(インスティテューショナル・リサーチ)機能の整備を推進します。
- ⑤ FD推進のための専門知識を提供できる人材等(ファカルティー・ディベロッパー等)の育成・確保に努めます。
- ⑥ SD(スタッフ・ディベロップメント)を推進して職員の育成と能力開発の充実を図り、教学・経営方針等の策定・実行に主体的に寄与できる高度専門職の育成・確保に努めます。
- ⑦ 本学教育・研究の特色と成果を積極的に発信し、大学ポートレートを推進します。

2 入試改革・学生募集

■ 目標

高大連携・接続強化に向けた、入試改革を推進し、学生募集体制の充実を図ります。

■ 計画

(1)志願者の確保と入学者の質的向上に向けた入試改革に取り組みます。

- ① 入学者受け入れの方針や教育課程編成・実施の方針等の一体的策定を進め、これと連動する入学者選抜の在り方についても、高大連携・接続改革を踏まえ、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入試を検討します。
- ② 各学部の入試の種類・方式ごとの課題を整理し、入試改革の検討を進めます。平成28年度から一部の学部については入試改革を実行に移します。

(2)学生募集体制の充実を図ります。

- ① これまでの成果の分析・検証の上に立って、最新の設備、機能を持ったメイプルセンチュリーホールや梅ヶ丘校舎(34号館、地域交流文化センター)などを最大限に活用しながら、国士館教育の特色と入試制度等の効果的な広報活動を展開します。
- ② 全国の高校を視野に入れた提携校の開発の検討等、学生募集体制の強化を図るとともに、入学した学生の育成に関し、保護者や出身校に対する情報提供等学園のアフターケア体制の整備に努めます。
- ③ 女子の志願者増に向け、広報活動等の強化に取り組みます。

(3)志願状況等を踏まえ、入学定員等の改編を含む必要な対応を機動的に行います。

- ① 志願者と在籍学生の動向に対応した柔軟で最適な入学定員の再配置等を行います。平成28年度実施を目的に体育学部武道学科の定員増と21世紀アジア学部の定員減を行い、政経学部政治学科の名称を政治行政学科に変更します。また、文学部の学科・専攻の改編については、平成29年度実施を目的に準備を進めます。
- ② 志願状況や社会の人材需要の動向等を踏まえ、学園全体としての入学定員の改編と効率的な校舎配置等についての検討を進めます。

3 学生支援

■ 目標

充実したキャンパスライフの実現とキャリア形成を支援し、学生の満足度向上に努めます。

[2] 高等学校・中学校

■ 計画

(1) 充実したキャンパスライフを実現します。

- ① 学生がキャンパスライフに満足し、充実した学生生活を全うできるよう、学生の心身の健康づくりのための環境整備、ラーニングコモンズや学生ラウンジ等のフリースペースの確保等、ゆとりある快適な教育環境の整備を進めます。
- ② 学修の奨励及び運動技能の向上支援のための奨学金制度の運用と維持に努め、経済的に困窮する学生に対する支援策の拡充を検討します。
- ③ 国士館の学生としての帰属意識、学生同士の一体感の醸成を目的としたスポーツ・文化クラブなどの課外活動の支援体制を整備します。
- ④ 学生生活における学生寮の在り方について検討します。

(2) 就職支援・就業力育成体制を整備し、学生のキャリア形成を支援します。

- ① 学生のキャリア形成から就職に至るまでの支援を効果的に実施するため、企業との連携協力を図り、キャリアカウンセラー等を活用して、各種事業を積極的に展開します。
- ② 学生の教員採用試験合格率向上を目的に、3キャンパスに配置した教職支援アドバイザーの指導体制の充実を図ります。

4 学園関係者との交流及び連携の強化

■ 目標

保護者や卒業生等との結びつきの強化や地域の方々との交流を進めます。

■ 計画

(1) 保護者や卒業生との結びつきを深め、学生支援の強化を図ります。

- ① 学生の指導と健康・福利・厚生向上を目指す諸活動を支援することを目的に、学生の父母と教職員で構成する「国士館大学教育後援会(仮称)」の平成28年度事業開始に向けた準備を進めます。
- ② 同窓会との連携協力を図り、卒業生のデータの整備を推進し、学生の就職活動等の支援に努めます。

(2) 地域社会に愛され、信頼される学園づくりを進めます。

- ① 地域とのネットワーク及びコミュニケーション構築を目的に、地域と連携協力した防災避難訓練の実施のほか、学園を地域に広く公開して学園主催の教育・研究シンポジウム等での交流を推進します。

■ 目標

「心学:心の通った、心の学び(武道と礼法)の教育」と「活学:社会の第一線で活躍するための教養と実践の教育」により、「真(まこと)の心づくり」を目指した教育を行います。

■ 計画

(1) 生徒の安定的確保と多様な進路に向けた教育内容等の改革を推進します。

- ① 平成27年度より高校全日制生徒の多様な進路希望に応え、難関大学を志望する「選抜クラス」及び基礎学力の向上を目指す「進学クラス」を設置します。
- ② 平成27年度より高校全日制・中学校生徒の日々の学習上の質問、疑問に答える教員・専門チューターが常駐する学習室を設置します。
- ③ 平成27年度より高校定時制入学志望者の希望が多い午前の部と午後の部を併設する昼間定時制(多部制)を導入します。
- ④ 高校・中学校生徒の国際コミュニケーション能力育成を目的に英語教育を強化した教育プログラムを構築します。
- ⑤ 中・高・大一貫教育の特性を活かし、心学と活学による真(まこと)の心づくりを目指す教育を継続・発展させ、生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育の検討を進めます。

(2) 高等学校及び中学校の運営の改革・改善を推進します。

- ① 高等学校及び中学校の改革検討委員会答申を踏まえ、人事を含めた組織運営の改革・改善のための具体的施策を逐次実施していきます。
- ② 中学校の生徒数、学級数及び高校との連携の在り方、並びに校舎、施設の改善について検討を行います。

[3] 学園全体

■ 目標

学園の社会的使命の達成を支える安定的な経営基盤の確立に努め、創立100周年記念事業を推進します。

■ 計画

(1) 財源の安定的確保に努めます。

- ① 学生生徒等納付金収入への依存度が高い学園財政であることを踏まえ、国等の定める基準(設置基準、補助金配分基準等)の範囲で最大限の学生・生徒を獲得し、学生生徒等納付金収入の安定的確保を図ります。
- ② 収入の確保に向けて次の点を強化します。
 - ・寄附金受入れの強化
 - ・外部資金(国・地方補助金、科学研究費補助金、受託研究、共同研究)の獲得強化
 - ・寄付講座の拡大
- ③ 創立100周年記念募金については、教職員の募金率100%を目指すとともに、募金事務室と同窓会等の連携を通じた募金活動の充実方策を検討し、同窓会や保護者等の協力を得て寄附金の受け入れを積極的に進めます。

(2) 収支均衡の確保と学生・生徒への還元を旨とした予算の重点的・効率的執行に努めます。

- ① 収容定員数(高校・中学校については実績を勘案)により算出した学生生徒等納付金収入を前提とした収入原資を基礎として、支出計画を立案します。将来的には、当定員の超過率は1.0倍でも経営可能になるよう努めます。
- ② 毎年度の計画については、予算編成方針、資金運用方針、経費節減計画、施設整備計画、各部署事業計画の精査により具体化します。
- ③ 事業計画の目標と結果の評価に基づき、支出予算の重点配分を行います。
- ④ 当面の教育研究経費及び管理経費については、在学の学生数・生徒数に応じて執行します。
- ⑤ 基本金組入前当年度収支差額の持続的黑字化を図ります。
- ⑥ 中長期的な人件費の推移を踏まえ、安定的に推移するように人件費比率の適正化を図り、中長期的に人件費比率が50%以下となることを目指します。

(3) 激しい環境の変化に対応できる教職員組織の構築を目指します。

- ① 教員の採用・昇格・配置について、年齢構成を勘案し、人材養成目的にふさわしい教員制度・組織となるよう、全学的な視点で検討を行う委員会を設置し、各学部の人員構成・配置の計画化を進めます。併せて、カリキュラムの見直しを進め、非常勤講師数の抑制・削減に努めます。また、教員採用における任期制の導入を検討します。

- ② 教育及び研究業績、学内外社会活動について教員としての活動の評価方法を確立し、教育者としての質向上、教育の質向上を目的として、教員評価を実施し、教員に対しての教育褒賞制度の充実と教授能力の向上に努めます。
- ③ 職員の採用について、学園の基幹となる優れた職員の確保を図るため、年齢構成を勘案し、新卒のほか中途採用を含めた合理的な採用・配置計画を推進します。また、職員業務の拡大や高度化・複雑化等を踏まえ、職能開発のための努力を奨励・支援し、成果を適切に評価します。
- ④ 平成27年度より専任職員数の縮減及び人件費適正化を前提とした、大学事務組織の効率化と学生サービスの向上等に配慮した事務組織への移行を推進します。
- ⑤ 長期的視野に立って、教員の定年を65歳になるように検討を開始するなど、教職員の定年年齢の見直しを進めます。

(4) 災害等重大な事件・事故等に迅速に対処できる危機管理体制を構築します。

- ① 災害等の重大な事件・事故が発生した場合には、総合安全会議が統括する学園の危機管理体制を機能させ、同会議の決定・指示の下で緊急時対応組織の設置等を行い、関係者が連携して危機管理体制を構築し迅速かつ的確に対処します。
- ② 発災時には、本学のクラウドコンピューティング機能を最大限に活用して、学生・生徒・教職員の安否確認や連絡、切れ目のない教育・研究指導、学園のデジタルコンテンツの安全確保に努めます。

(5) 学園の施設・設備を計画的に整備し、教育環境の良好な維持を図ります。

- ① 「学校法人国士舘 創立100周年記念事業の実現に向けて(基本方針)・『実行計画』」の施設整備計画を引き続き推進します。

平成29年度までの主な施設整備計画

- | | |
|----------|--------------------------|
| 世田谷キャンパス | ・クラブ部室棟新築 |
| 町田キャンパス | ・体育館の耐震化 |
| 多摩キャンパス | ・ゼミ室・研究室棟改築(学生食堂の拡充を含む。) |
| | ・トレーニング室整備及び図書館の増席 |

*期間中に、世田谷キャンパスの大学校舎再整備、高校・中学校校舎の独立化、学生・生徒寮の在り方等について検討を開始します。

- ② 建築基準法等に基づく点検・診断を確実に実施し、施設・設備の更新状況、利用実態、新技術や予防保全対策等の技術的動向等、重要な情報の蓄積・共有化を図り、既存施設・設備の良好な維持管理に努めます。
- ③ 教育・研究活動の高度化・多様化に向けた機能向上、バリアフリー・省エネ・耐震化や地域社会の避難場所等に係る要請等、様々な課題に的確に対応する方策について引き続き検討します。
- ④ 学園の厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な維持管理等に係る予算の安定的な確保と支出の平準

化等を考慮し、整備すべき範囲・規模・優先順位を決定し、年次計画による改修・改築、修理・更新を実施します。

- ⑤ 都条例による温室効果ガス排出削減義務が、平成27年度から平成31年度までの5年間で基準年度比17%となっています。これを遵守し、教育機関として未来志向に立った積極的な省エネルギー対策を推進します。

(6) 創立100周年記念事業を推進し、広報活動等の充実に努めます。

- ① 国士館創立100周年記念事業委員会及び国士館創立100周年記念事業推進課の体制のもとで、組織横断的・機動的なプロジェクトチーム方式により、学園を挙げて創立100周年記念事業を推進します。
- ② 国士館創立100周年を記念し「国士館百年史」を編纂します。平成29年度には「国士館百年史 通史編」及び普及教育版「ブックレット 国士館の歴史(仮称)」を作成します(平成26年度に「同 史料編」を作成済)。また、自校史教育の教材として普及教育に資するものとします。
- ③ 創立100周年記念関連事業として、特別企画展「国士館百年の歩み」及び記念講演とシンポジウム「国士館を支えた人々」を実施します。
- ④ 平成28年度から「創立100周年記念教学事業」として学術的なシンポジウム・研究発表会・学会等を随時開催します。
- ⑤ 創立100周年を機に、ロゴマークや親しみやすいキャラクターも活用しながら、社会一般へ学園の魅力や国士館らしさを伝えるメッセージを発信し、これまで国士館に関心がなかった層に対する国士館のイメージアップを図ります。
- ⑥ 全国的に知名度と関心の高い、いわゆる三大イベント・スポーツである東京箱根間往復大学駅伝競走・東都大学野球・全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会に対して、優勝特別支援委員会を設け、それぞれの優勝を目指して支援します。
- ⑦ 平成29年度の記念事業完了後、創立100周年記念事業の実施報告書を作成・公表するとともに、創立100周年を機に、創立100周年後の中長期(10年後あるいは20年後)の事業計画が公表できるよう検討していきます。
- ⑧ 創立100周年記念事業を含む学園の様々な活動を発信し、学園関係者に対して学園の取組みを伝える、効果的な広報を推進します。

Ⅲ 今後の財政見通し

わが国の私学を取り巻く経済環境は、教育・研究の質保証が求められる中、学生定員超過率の抑制、公的資金による選択的助成の拡大、消費税の引上げ及び光熱水費の増加など基盤的経費の増大等により、今後ますます厳しくなると予想されます。加えて、就学年齢の学生・生徒総数は減少の一途を続けており、平成30年以降、18歳人口のもう一段の減少が明らかになっています。

このような状況の中で、本学園の財政は、現在の収支状況のままで推移すると仮定して試算すると、今後当分の間は年間の教育活動収支において事業活動収入が事業活動支出を下回りかねない厳しい財政状況が予見されます。さらに、私立大学等経常費補助金の配分に関し、大規模大学等を対象に入学定員超過率の抑制強化が予定されており、主な大規模施設整備は一巡しているものの、収支バランスは益々厳しくなることも十分考えられます。将来は高年齢層の教職員の退職時期の経過等により収支状況に変化が生じ、それ以降はほぼ均衡状態で推移することも予測されますが、当面は厳しい財政状況が続くことはシミュレーション(「消費収支計算書」参照)を見ても間違いありません。この課題を解決するためには、当中長期事業計画の実効性のある取組みが必要です。

中期的には、本学園収入の80%以上を占めている学納金を安定的に確保することが重要であり、そのためには毎年度の学生・生徒の在籍者数の維持に努め、本学園の魅力と優位性を高めることに集中するため、支出の約40%に当たる教育研究経費の計画的・重点的配分を行うなどの施策が大きな課題となります。また、支出の約8%を占める管理経費も常に見直しを図り、安全管理上緊急性の高い防災・減災対策に配慮しながら支出の抑制を図ることとし、当面は大学の学納金収入を入学定員の1.05倍の入学者数で運営できる身の丈に合った経営基盤の構築を目指します。このため、既存事業の見直し・支出削減と外部資金獲得、社会状況の変化に対応した現行諸制度・組織の改編など、法人と教学が一体となり、本計画に上げた取組みを実行することが強く求められることになります。併せて、教育の質の向上に伴う学納金の見直し等も、視野に入れて対応しなければならない状況も考えられます。

長期的には、支出の50%以上を占める人件費について、教育・研究水準の向上に努力しつつ、適正な教職員数や配置・年齢構成等の構築を考慮する必要があります。また、本学志願者と在学生の動向に対応した学生・生徒定員の再配置や、教育・研究環境の一層の充実を図るために基本金の組入れも必要になります。さらにその先には、収支の均衡を大前提として、学生・生徒収容定員と同数の在籍者数でも経営が可能となるように、学納金の見直しやもう一段の経費支出抑制を図らなければならない状況も想定されます。そのための多方面にわたる改革の検討や、世田谷、町田及び多摩キャンパスの有効活用と総合的方向性を持った施設整備計画の検討などを行うことにより、長期的な経営基盤の安定化を図る必要があります。

消費収支計算書

平成 26 年 4 月 1 日から
平成 32 年 3 月 31 日まで

消費収入の部

＜試算額の学納金：入学定員超過率：（27～30 年度）1.05 倍、（31 年度は）1.00 倍＞（単位 円）

年度 科目	26年度 決算	27年度 予算	28年度 試算	29年度 試算 (100周年)	30年度 試算	31年度 試算
学生生徒等納付金	15,152,287,660	15,086,033,000	15,108,819,000	14,691,327,000	14,473,008,000	14,295,142,000
手数料	452,682,884	407,127,000	402,442,000	402,001,000	401,702,000	385,958,000
寄付金	54,956,748	510,100,000	43,100,000	73,100,000	43,100,000	43,100,000
補助金	1,668,446,228	1,279,558,000	1,442,901,000	1,415,901,000	1,400,901,000	1,390,901,000
資産運用収入	253,106,320	239,497,000	238,969,000	238,969,000	238,969,000	238,969,000
資産売却差額	3,285,000	140,000	80,000	0	0	0
事業収入	205,743,295	180,157,000	190,400,000	190,400,000	190,400,000	190,400,000
雑収入	845,480,281	666,517,000	427,469,000	962,608,000	714,875,000	774,379,000
帰属収入合計	18,635,988,416	18,369,129,000	17,854,180,000	17,974,306,000	17,462,955,000	17,318,849,000
基本金組入額合計	△ 2,159,639,085	△ 3,988,309,000	△ 1,831,960,000	△ 1,521,360,000	△ 1,021,960,000	△ 1,021,960,000
消費収入の部合計	16,476,349,331	14,380,820,000	16,022,220,000	16,452,946,000	16,440,995,000	16,296,889,000

消費支出の部

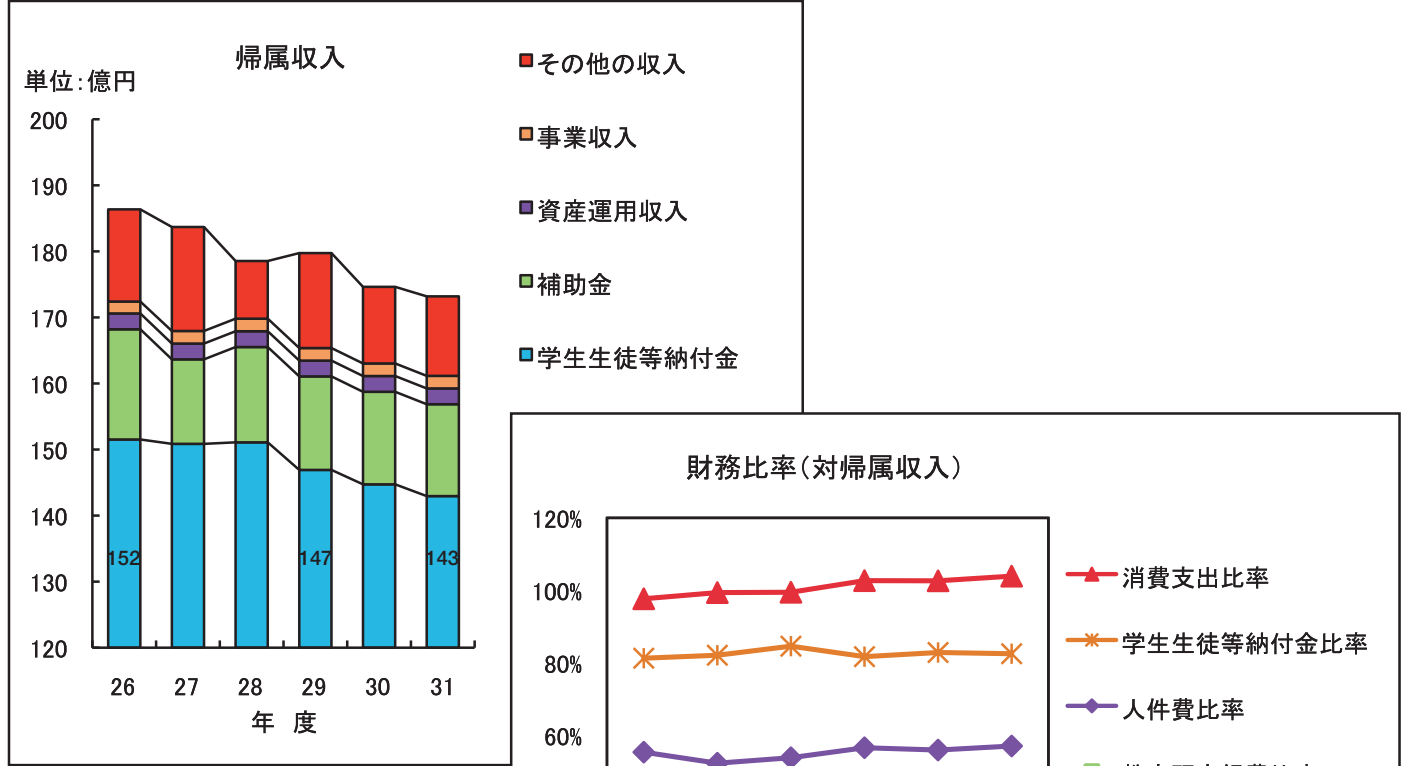
年度 科目	26年度 決算	27年度 予算	28年度 試算	29年度 試算 (100周年)	30年度 試算	31年度 試算
人件費	10,323,277,907	9,616,592,000	9,616,963,000	10,176,610,000	9,776,145,000	9,887,809,000
教育研究経費	6,139,762,963	6,919,395,000	6,500,883,000	6,543,585,000	6,544,864,000	6,526,800,000
減価償却額	1,855,643,840	1,911,873,000	1,948,773,000	1,979,362,000	2,003,362,000	2,003,362,000
管理経費	1,495,980,466	1,441,377,000	1,372,752,000	1,475,576,000	1,351,887,000	1,343,102,000
減価償却額	277,246,818	292,862,000	296,962,000	300,361,000	302,761,000	302,761,000
借入金等利息	105,150,840	95,436,000	97,369,000	87,150,000	76,931,000	66,712,000
資産処分差額	78,512,320	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
徴収不能引当金繰入額	62,952,322	80,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000	70,000,000
徴収不能額	816,142	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
〔予備費〕	0	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
消費支出の部合計	18,206,452,960	18,258,400,000	17,763,567,000	18,458,521,000	17,925,427,000	18,000,023,000
当年度消費収支差額	△ 1,730,103,629	△ 3,877,580,000	△ 1,741,347,000	△ 2,005,575,000	△ 1,484,432,000	△ 1,703,134,000
前年度繰越消費収支差額	△ 19,830,256,512	△ 21,560,360,141	△ 25,437,940,141	△ 27,179,287,141	△ 29,184,862,141	△ 30,669,294,141
翌年度繰越消費収支差額	△ 21,560,360,141	△ 25,437,940,141	△ 27,179,287,141	△ 29,184,862,141	△ 30,669,294,141	△ 32,372,428,141

＜財務比率＞

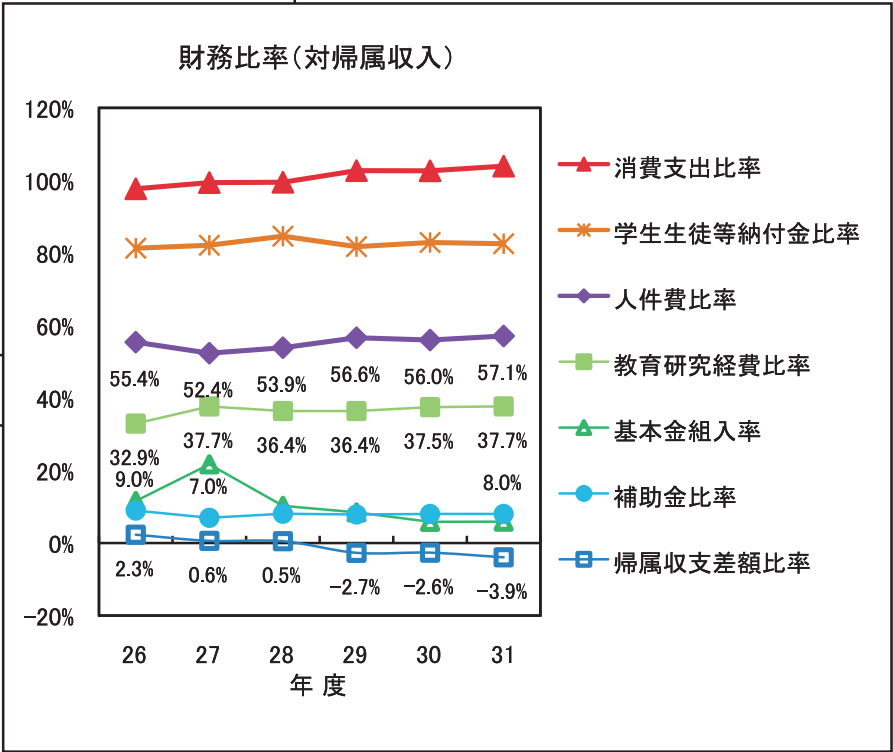
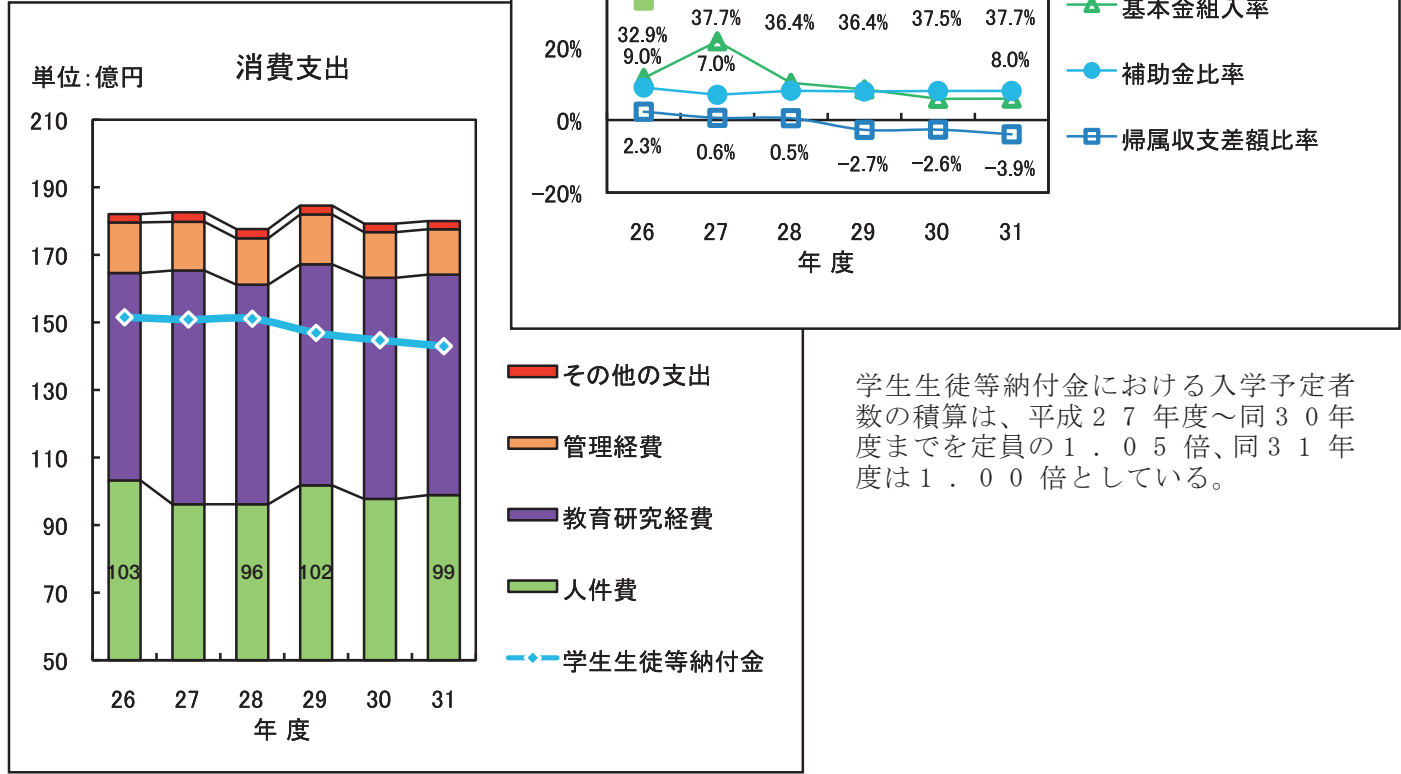
帰属収支差額比率	2.30%	0.60%	0.51%	△ 2.69%	△ 2.65%	△ 3.93%
帰属収支差額	429,535,456	110,729,000	90,613,000	△ 484,215,000	△ 462,472,000	△ 681,174,000
学生生徒等納付金比率	81.30%	82.13%	84.62%	81.74%	82.88%	82.54%
（同上の他法人比率）	（過年度5ヶ年平均→	73.60%）				
人件費比率	55.39%	52.35%	53.86%	56.62%	55.98%	57.09%
（同上の他法人比率）	（過年度5ヶ年平均→	51.90%）				
教育研究経費比率	32.95%	37.67%	36.41%	36.41%	37.48%	37.69%
（同上の他法人比率）	（過年度5ヶ年平均→	32.50%）				
管理経費比率	8.03%	7.85%	7.69%	8.21%	7.74%	7.76%
（同上の他法人比率）	（過年度5ヶ年平均→	7.40%）				

消費収支計算書による見通し(平成26年度から同31年度)によるグラフ

(1) 帰属収入



(2) 消費支出



学生生徒等納付金における入学予定者数の積算は、平成27年度～同30年度までを定員の1.05倍、同31年度は1.00倍としている。

今後の消費収支計算(中長期的財政見通し)表について

別紙の「消費収支計算書」は、学園の将来に向けた健全な収支バランスの構築を目指すために、平成26年度決算から平成31年度までの今後5年間の見通しを計ることとしたものです。計上した額は、平成26年度は決算額を、平成27年度は予算額とし、これらを基に平成28年度以降平成31年度までを試算額とし、収入の約80%を占める学生生徒等納付金収入は、在籍学生数に文部科学省による私大等経常費補助金の交付要件とする入学定員超過率抑制強化を踏まえ、平成27年度以降同30年度までの入学予定者数の積算を定員の1.05倍とし、同31年度においては、1.00倍で積算しています。また、先の会計基準の改正に伴い、平成27年度以降の消費収支計算書類は、名称及び科目の体系を含め大きく変更されていますが、過年度決算との推移及び比較等を容易にするため旧会計基準の計算書類に準じて作成しています。なお、比較対象として、私立大学学校法人の平均データを掲載しています。このデータは、日本私立学校振興・共済事業団が集計した全国の大学の財務データから、本学と類似している学部構成を持つ法人(平成25年度の法人数は、118)を集計した「理工他複数学部」という系統別集計結果(平成21年度から平成25年度決算による集計値)を参考としたものです。

<財務比率>表上の視点

① 帰属収支差額(経営の安定(余裕)度を示す指標)

平成28年度では、僅かながら0.51%、金額にして9,000万円のプラスを維持するが、翌平成29年度以降平成31年度まで、いずれも収支バランスを確保できないマイナスで推移。(その主な要因は、以下の②及び③の見通しによるもの)

② 学生生徒等納付金

就学人口の減少に併せて、国の私立大学等経常費補助金の交付要件となる入学定員超過率の抑制強化に伴う入学者の減少から、帰属収入(学校法人の負債とならない収入)の80%以上を占める学生生徒等納付金が、平成29年度では前年度比で約4億円が減少。平成31年度は、入学定員超過率を1.00倍とした結果、平成26年度決算比で約10億円が減少する見通し。

③ 消費支出

退職者の増加に伴う退職金等(人件費)の増加により過年度54%未満で推移していた人件費比率が平均で56%を超え、加えて消費税率が平成29年度には10%に改正されることにより、過年度平均が33%未満で推移していた教育研究経費は、平均で37%を超える見通し。

④ 他の私大法人における比率

日本私立学校振興・共済事業団が集計した同系統学部を持つ学校法人の財務データでは、過年度(平成21年度から平成25年度決算による集計値の)平均ながら、学生生徒等納付金比率で73.6%、人件費比率で51.9%、教育研究経費比率は32.5%である。

参 考 資 料

本学園を取り巻く環境

本計画を定めるに当たり考慮した本学園を取り巻く外的環境、内的環境及び高等教育行政の動き(方針・施策)は次のとおりである。

■ 外的環境

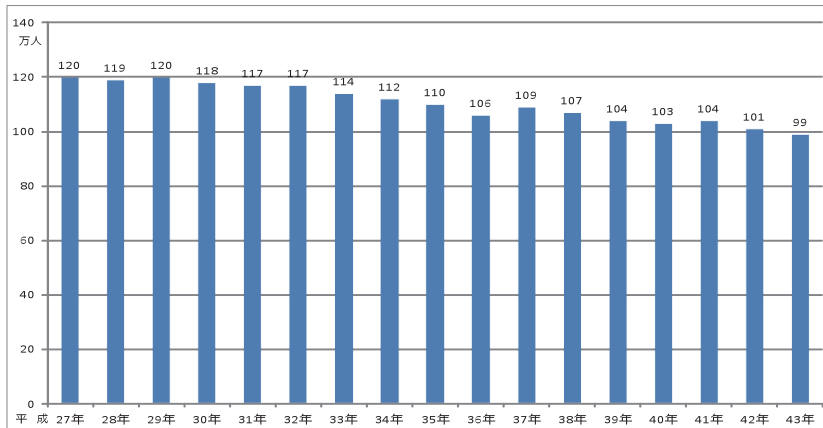
急激な少子高齢化をはじめ、学校法人を取り巻く環境は厳しく、構造的に大きく変わってきている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、人々や社会の価値観さえも変えたと言える。こうした社会環境・情勢の急激な変化に対応し得る経営の機動性とガバナンスの強化、新たな時代の要請に的確に応える教学展開が必要となっている。

1 就学人口の縮小

18歳人口は、20年前の約200万人から約120万人となり、平成20年代は120万人前後で横ばいに近い漸減傾向で推移する。しかし、平成30年代に入ると再び継続して減少が始まり、平成40年代前半までには100万人余りとなることを見込まれている。さらに、今後の推計では、18歳人口は、100年後には現在の人口の4分の1になるという試算も散見される(※)。このような少子化を背景とした就学人口の縮小は、今後ますます教育・研究機関に甚大な影響を与え、私立学校全体の経営と存立を根底から揺るがしていくことが予想される。

(※) 18歳人口推移の推計

(「学校基本調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位)に基づき文部科学省作成)



2 内部統制、コンプライアンス、監査機能の強化

私立学校法の改正、学校法人会計基準の見直し、私学助成策の厳格化等を通じて、学校法人が主体的に内部統制とコンプライアンスの仕組みを整備し、監査機能を強化していくことが求められている。

3 説明責任・透明性の確保、情報公開の促進

公教育の担い手である学校法人自身が、学生・父母等をはじめ学園関係者に対して適正な説明責任を果たし、業務や組織運営の透明性の確保と教育・研究活動等に係る情報やデータの積極的な情報公開を進めることが求められている。

4 経済、社会の変化への対応

経済活動や人の動きのグローバル化が拡大し、産業・就業構造も変化・流動化してきている。国際的相互依存と対立・摩擦が深まる中、日本社会の少子高齢化が進行し、地域社会の衰退が懸念されている。これらの激変する経済、社会に適切に対応し、人材育成や産業振興へ積極的に貢献することが早急に求められている。

5 東日本大震災による防災意識の高まり

東日本大震災後、首都直下地震や南海トラフ地震などの被害想定が見直され、さらに地球的規模の地殻変動期に突入していると思われる災害に際して、国民の防災意識が高まるとともに、災害等に対して本学園として積極的に貢献できる機能の強化、防災教育の必要性が強く叫ばれている。

■ 内的環境

本学園は、まもなく創立100周年を迎え、歴史と知名度があり、伝統ある武道教育をはじめ体育教育の草分けとして、各スポーツ分野で顕著な実績を持つほか、一般企業等への就職はもとより、教員や警察官・消防官など地方公務員を多数輩出してきた。近年、各キャンパスの4年間一貫教育体制を確立し、梅ヶ丘校舎やメイプルセンチュリーホール等を整備する中で、本学への志願者はおおむね堅調に推移してきている。一方で、教学の課題等に対する改革のスピードや実効性の確保が問われ、改革の実質化に向けてのPDC Aサイクルの展開が求められている。入学定員超過率抑制政策の中で、教職員年齢構成の偏在を背景に余裕の乏しい収支状況が続くことが予想され、さらなる重点的・効率的予算編成・執行と経営基盤の中長期的強化方策の検討が必要となっている。

1 創立100周年を迎える歴史と知名度

本学園は平成29年に創立100周年を迎える歴史を有し、知名度も高いが、このことを十分活かせていない。次の100年に向けた国士館ブランドの向上を目指し、最新の設備、機能を持ったメイプルセンチュリーホールや梅ヶ丘校舎などを最大限に活用しながら、国士館の特色ある教育・研究活動や学生の活躍を効果的に伝える広報活動を、積極的に進めていく必要がある。

2 各分野で社会を支える多数の人材の輩出

世田谷、町田、多摩各キャンパスにおいて特色ある学部、学科を展開し、各分野で活躍している多数の人材を輩出している。特に近年は、危機管理や救急救命の分野での活躍がめざましく、東日本大震災直後の被災地における本学学生・教職員の活動は、多くの人から期待され、信頼されて、高い評価を得ている。

3 大学における4年一貫教育体制の確立

都心部にありながら歴史と静寂な環境と立地に恵まれた世田谷キャンパスの整備に伴い、5つの学部で4年一貫教育体制を確立した。一方、特色を持った学部の設置と敷地にゆとりを持つ町田及び多摩キャンパスでは、2つの学部が4年一貫教育体制を維持している。今後、郊外キャンパスの利点を活かすとともに、中長期的な学園の教育・研究、スポーツ等の発展に資することのできる、総合的なキャンパス構想の検討が必要である。

4 女子学生・生徒の増加

男女共同参画社会の到来と我が国の人口減少期にあって、女子の進学率が高まる中で、本学においても女子学生・生徒の志願者が増加し、大学では全学生の約4分の1が女子学生になっている。また、高校・中学校でも女子生徒の活躍にめざましいものがある。

女子の増加により学内の印象も変化しており、在籍者を確保する観点からも、今後とも優秀な女子学生・生徒の受け入れを積極的に進めていく必要がある。

5 学生のニーズの多様化

本学への志願者は堅調に推移しているが、目的意識や興味・関心、これまでの履修状況等多様な学生が入学してくる中、学生を学修へ自発的に参加させ、一人ひとりの状況に応じ、修学やキャリア形成・就職等に至るまで、切れ目ない支援体制を整備していく必要がある。

6 高等学校及び中学校の教育内容等の改革

少子化の影響が先行して進行している高校及び中学校の志願状況は近年厳しい状況となっている。このため、不断の読書、体験、反省により、誠意、勤労、見識、気魄を涵養するという本学園の教育方針のもと、国士館の強みを生かした中・高・大の連携をさらに強めるとともに、教育内容等を大胆に見直し、魅力ある文武両道教育を確立して志願者の増加を図っていくことが喫緊の課題となっている。

7 教職員年齢構成の偏在

本学は戦後のベビーブーム世代の進学適齢期に対応して急速な規模の拡大を続けてきた結果、教職員の採用が一時期に集中せざるを得ず、現在では年齢構成が若年層よりも高齢層に偏る状態が続いている。そのために採用計画に影響を及ぼしている。今後とも長期的な視野で教職員の人員構成バランスを検討することが求められている。特に職員については、人数だけでなく人員配置の重点化を含め、早急に検討する必要がある。

8 硬直的な財務体質

本学は学生生徒等納付金収入の依存度が同系統の法人(※)の平均より高いほか、事業活動収入に対する人件費の割合も平均より高い状態である。このことが本学園の財務体質を硬直的なものとしている。幸い、事業活動収支計算における基本金組入前当年度収支差額がマイナスになる例は、特別な事由のあった例外的な年度を除いてはないが、今後、柔軟性の高い財務体質に変えていく必要がある。

(※) 同系統の法人:日本私立学校振興・共済事業団が財務集計で使用する「理工他複数学部」系統に区分する法人

■ 高等教育行政の動き(方針・施策)

高等教育行政は、進学者の増加や社会の人材需要に対応した量的整備を進める中で、大学・学部等の設置や定員増を抑制する規制措置も行われてきたが、政府全体の規制緩和の動きの一環として、届出制度の大幅な導入や校地・校舎等の規制緩和措置が進んだ。近年は、少子化の進展、グローバル化や産業・就業構造の変化、地域社会の衰退等様々な課題に対応する高等教育の振興や人材育成・学術研究に対する産業界・地域社会の要請、厳しい国家財政等を背景に、大学改革の必要性が種々提言されている。とりわけ教育の質保証の徹底とガバナンスの強化のための施策が求められてきている。また、家計の所得が伸び悩む中で、学生・生徒に対する経済的支援の充実も大きな課題となっている。

1 大学改革実行プラン

平成24年6月、文部科学省は平成29年度までの「大学改革実行プラン」を発表し、今後の大学改革の方向性として2つの柱と8つの改革プランを掲げて取り組むこととされた。(※)

- (※) Ⅰ 激しく変化する社会における大学の機能の再構築
 ①大学教育の質的転換と大学入試改革、②グローバル化に対応した人材育成、③地域再生の核となる大学づくり、
 ④研究力強化
Ⅱ 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化
 ⑤国立大学改革、⑥大学改革を促すシステム・基盤整備、⑦財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施、
 ⑧大学の質保証の徹底推進

2 第2期教育振興基本計画

平成25年6月、平成25年度から5カ年間の「第2期教育振興基本計画」が閣議決定された。今後の社会が向かうべき方向として、「自立・協働・創造」の三つの理念を掲げ、教育行政の基本的方向性や具体的政策を掲げている。大学部分は、教育の質の保証、ガバナンス機能の強化など「大学改革実行プラン」と内容的に重なり合っている。

3 教育改革、ガバナンス改革等の推進

中央教育審議会は大学の教育改革に関する答申を近年二度にわたって行っている。 (「学士課程教育の構築に向けて(平成20年12月答申)」、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(平成24年8月答申)」)平成25年1月に教育再生実行会議が設置されて以降は、同会議で方向性を示し、中央教育審議会で具体的な検討を進めるという方式も採られ、各般にわたり施策の推進が図られてきた。

大学のガバナンス改革に関しては、学校教育法の改正(平成27年4月施行)が行われ、改革に向けた学長のリーダーシップが最大限に発揮されるよう、学則等関係する内部規則の見直しが各大学に要請されている。

高大接続改革に関しては、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月中央教育審議会答申)を踏まえ、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施等を明示した高大接続改革実行プランが平成27年1月に公表された。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関しては、教育再生実行会議と有識者会議の提言を受け、中央教育審議会の特別部会で具体的な制度設計等についての審議が行われている。

4 私学行政の量的整備から質保証への転換

私学行政の基本的考え方は、量的整備から質保証へと転換し、近年その動きが加速してきている。質保証に関する制度の整備に関しては、「機関別認証評価」制度が導入されるとともに、学校教育法改正（平成15年4月施行）と私立学校法改正（平成26年4月施行）により、教学・経営両面で、文部科学大臣の段階的是正措置権限を明記する法的整備が行われた。また、平成26年度に「大学ポートレート」（私学版）の一般公開が開始された。

5 設置審査等の見直し

設置基準・設置審査の規制緩和後、その問題点も指摘され、設置審査の質の確保やフォローアップの仕組みの強化が求められている。このため、設置基準、設置審査、認証評価の見直しのため多岐にわたる検討が続けられており、設置審査スケジュールの見直しや学生確保の見直しについての設置審査の厳格化、届出制度の見直し等が逐次実施されてきている。

6 補助要件の厳格化と大学入学定員超過率抑制策の強化

高等教育行政の教育・研究の質保証重視の動きに対応し、私立大学等経常費補助金においても補助要件の厳格化が進むとともに、平成25年度には私立大学等改革総合支援事業が開始され、大学の改革状況を点数化してそれを助成金の交付に反映させる動きも強まってきている。

さらに、大都市圏への学生集中の抑制策と地方創生策の一環として、収容定員8,000人以上の大規模大学について、私立大学等経常費補助金が不交付となる入学定員超過率を1.20倍以上から1.10倍以上へ変更すること、並びに平成31年度から入学者が入学定員を超える場合には超過入学者数に応じた助成額の減額を行うことを文部科学省が決定・通知している。また、これに連動して設置審査において不認可となる平均入学定員超過率についても、1.30倍以上から1.05倍～1.15倍以上へと変更することが予定されている。これらの措置は平成28年度から経過措置を設けて実施することとされており、該当する大学では、これへの対応が必要となっている。